

令和4年度共生社会づくりフォーラム開催業務 委託仕様書（案）

1 業務の名称

令和4年度共生社会づくりフォーラム開催業務

2 目的

共生社会に関するフォーラムを開催することで、本年10月に完全施行となる「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（障がい者共生条例）や「障がいの社会モデルの考え方」、「幅広い共生社会の取組」を県民に対し広く理解・周知を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

4 業務の内容

フォーラム開催内容の提案や出演者との調整、事前の周知、当日の運営等、フォーラム開催に係る全般の業務を委託し、経費は全て委託料に含めるものとする。

(1) フォーラム開催に向けた企画・調整・募集・受付業務

ア 出演者の提案・調整

イ 会場選定・調整

ウ 多くの県民に参加・視聴してもらえるようなプログラムの企画立案・調整

エ 手話通訳者・要約筆記者の調整（手配のみ委託者で実施）

オ 参加者募集・受付

(2) フォーラムの開催、運営

ア フォーラム当日の運営業務全般

イ 出演者・手話通訳者・要約筆記者等への謝金・旅費、会場使用料、フォーラム開催に要する経費の支払い

(3) 事前の周知

ア チラシの作成・印刷

イ WEB 広告の実施（「共生社会づくりの周知」・「フォーラムの周知」の2種類）

※その他、県内に広くフォーラム開催を周知するための効果的な情報発信・周知

(4) アーカイブ配信

ア フォーラム映像のアーカイブ配信（編集・配信）

5 フォーラム概要

(1) 開催期日

令和5年1月14日（土）～2月12日（日）の土日いずれか1日

(2) 開催時間

1時間30分～2時間程度

(3) 会場

長野市内

(4) 開催方法

対面方式及びオンラインによるライブ配信の併用開催

(対面方式については、20～30名程度の観客を想定)

(5) 全体テーマ

対話を通じた合理的配慮

(6) プログラム例

ア 障がい者共生条例及び県の施策説明

イ 基調講演

ウ 事例発表

エ パネルディスカッション等

※上記プログラムについては、あくまで例示であるため、これに依る必要はないが、アについては、必須とする。

※アについては、委託者で出演者及び説明内容の調整を実施する。

※最終的なプログラムは、委託者と受託者で協議の上、決定する。

(7) 出演者

人数については、制限を設けない。

※基本的には、(3)の会場に全員が参集し、実施。

※最終的な出演者は、委託者と受託者で協議の上、決定する。

(8) その他

ア 当日の映像は、後日アーカイブ配信を行うこと。

(手話通訳や字幕についても、アーカイブ配信に含めること。)

イ オンライン配信の際に、視聴者からのチャット等での質問に回答できるような方法を検討すること。

6 成果物等

4の業務内容をまとめた報告書を1部提出すること。

なお、作成したツール等については、全て委託者に帰属するものとし、報告書と併せて提出すること。

7 提出期限

4の業務内容をまとめた報告書については、令和5年2月28日(火)までに提出するものとする。

8 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

9 その他

- (1) 受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
- (2) 本委託業務で作成する情報は、委託締結時に協議により詳細を詰めるものであること。
なお、協議の過程で作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕様に追加する場合がある。

10 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、契約締結時に定めるものとする。

- (1) 第三者への委託
委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 委託業務に関して知り得た情報
委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 個人情報の取り扱い
本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の適用を受けるものとする。
- (4) 委託者への損害賠償
受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 第三者への損害賠償
受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 著作権の取扱い
受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。
- (7) 第三者が権利を有する著作権
納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 定めのない事項等
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。
- (9) 契約の解除
委託者は本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、是正を命じ、あるいは、契約の解除等を行うことができるものとする。
- (10) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから委託者に帰属する。